国民年金に関する事務の特定個人情報保護評価の再実施に係る評価結果について

平成 29 年 6 月に行った国民年金に関する事務の特定個人情報保護評価から 5 年を経過するにあたり、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」いわゆる「番号法」に基づき、特定個人情報保護評価の再評価を行いました。

再評価の実施に際し、パブリックコメントを実施、その後第三者点検として、北九州市個人情報保護審査会に諮問した結果、妥当であると認められたため、国民年金に関する事務の「特定個人情報保護評価書」を公表します。

1. 特定個人情報保護評価

国の行政機関や地方公共団体が、特定個人情報(マイナンバー等)を取り扱う事務について、 個人のプライバシー等に与える影響を予測した上で、特定個人情報の漏えい等のリスクを分析 し、リスクを軽減するための適切な措置を自ら評価し、公表するもの。

2. 特定個人情報取り扱い時のリスク対策

- ① システムを利用する職員の特定
- ② 職員毎に利用可能な機能を制御(アクセス制御)
- ③ 利用端末における該当職員個人のICカード及びパスワードによる認証
- ④ 特定個人情報へのアクセスログ(日時、利用者、利用端末、利用内容)の全件記録
- ⑤ 委託先による特定個人情報ファイルの適切な取り扱いの確保

3. 市民意見の聴取(パブリックコメント)

- ① 意見募集期間 令和4年4月4日(月)から令和4年5月6日(金) 33日間
- ② 意見募集の周知方法 市政だより 4月1日号掲載・市ホームページ・SNS 掲載
- ③ 資料の閲覧・交付場所 保健福祉局保険年金課・広報室広聴課・区役所総務企画課・出張所・市ホームページ
- ④ 意見提出状況提出者(意見数) 0人(0件) ※ 評価書への反映 なし

4. 第三者点検(北九州市個人情報保護審査会)

- ① 実施日 令和 4 年 6 月 24 日(金) 10:00~10:40
- ② 方法 北九州市個人情報保護審査会による第三者点検を実施
- ③ 結果 特定個人情報保護評価指針に定める適合性及び妥当性の観点から審査を行った結果、その記載内容は。指針に定める実施手続き等に適合し、指針に定める特定個人情報保護評価の目的等に照らし妥当であると認められた。

5. 特定個人情報保護評価書の公表

- ① 公表方法 市のホームページに掲載